

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	保育所等関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

周南市は、保育所等入所に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

事務のシステム操作者を限定し、後から追跡調査ができるように、その使用記録を保存している。

評価実施機関名

周南市長

公表日

令和7年3月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	保育所等入所、子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付関係事務	
②事務の概要	児童福祉法及び子ども・子育て支援法等の関連法令に基づき、保育所等の入所、子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に関する事務を行う。これらの業務を行うに当たり、次の事務において特定個人情報を取り扱う。 ①教育・保育給付認定申請書や届出書に関する確認 ②教育・保育給付認定要件の確認、教育・保育給付認定 ③入所要件の審査、選考、入所決定 ④保育料算定に必要な各種情報の照会 ⑤副食費免除の判定に必要な各種情報の照会 ⑥保育料の収納管理 ⑦保育所等の利用調整 ⑧施設等利用給付認定申請書や届出に関する確認 ⑨施設等利用給付認定要件の確認、施設等利用給付認定 ⑩サービス検索・電子機能での書類受領	
③システムの名称	子ども・子育て支援システム、サービス検索・電子申請機能、中間サーバー、窓口支援システム	
2. 特定個人情報ファイル名		
子ども・子育て支援システム、施設等利用給付認定申請児童ファイル、保育所・認定こども園・地域型保育事業利用児童ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	1. 情報利用の根拠 ・番号法第9条(利用範囲)第1項 ・番号法別表9の項及び番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第8条第7～9項 ・番号法別表127の項及び番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第68条 2. 情報提供の根拠 根拠なし(情報提供なし)	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 根拠なし(情報提供なし) 2. 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第8号 (2) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の17、20、155の項及び第22条	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	周南市役所 こども未来部 こども保育課	
②所属長の役職名	課長	
6. 他の評価実施機関		

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	周南市役所 こども未来部 こども保育課（山口県周南市岐山通1丁目1番地 TEL:0834-22-8455）
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	周南市役所 こども未来部 こども保育課（山口県周南市岐山通1丁目1番地 TEL:0834-22-8455）
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、マイナンバーカードと照合することにより記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。	

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

]

＜選択肢＞

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業員に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

マイナンバーの記載された書類については執務室にある鍵付きのキャビネットに保管し、廃棄する際には職員が直接ごみ処理場に運搬して焼却処理をしている。

変更箇所

[illegible]